

施策評価シート （評価対象年度：令和元年度）

1. 基本的事項

① 施策名〔施策小〕	2 相談支援体制の充実	② 施策番号	4601
③ まちづくりの方向〔政策(章)〕	2 みんなが健やかで、みんなが助け合うまち		
④ 基本施策〔施策大(節)〕	3 みんなで支えあう福祉のまちをめざします		
⑤ 基本的方向〔施策中〕	1 地域福祉の推進		
⑥ 担当部名	⑦ 担当課名		
健康福祉部	障害福祉課		

2. 施策の現状把握

[1] 施策の対象・意図

① 施策の対象(誰、何に対して施策を実施するのか)	障害のため支援を必要としている人
② 意図(対象をどのような状態にしたいのか。何を狙っているのか)	地域において自立した日常生活又は社会生活を営む。
③ 環境(この施策を取り巻く状況はどのような状態なのか、また、国や府の動きはどのような状態、今後どのように変化していくと考えられるか)	障害者自立支援法の施行により、市町村の委託相談支援事業を開始。相談が多様化するなど、今後も質量ともに充実を図る必要がある。国が定める障害福祉サービス等に関する基本的指針では、地域における課題の解決を目指す地域生活支援拠点等について、令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

[2] 施策指標及び推移

施策指標(成果指標)	単位	指標とした理由・考え方
① 実利用者数 計算式	人	相談事業の実施状況が把握できる。
② 計算式		
③ 計算式		

指標名	単位		H29実績	H30実績	R1実績	R2見込	R3目標	備考
① 実利用者数	人	目標値						
		実績値	721	777	723	—	—	
		達成率						
②		目標値						
		実績値						
		達成率						
③		目標値						
		実績値						
		達成率						

[3] 施策を構成する事務事業

	事務事業名	成果指標				総事業費(千円)			事務事業評価結果		重点化	
		指標名	単位	H30実績	R1実績	R2見込	H30実績	R1実績	R2見込	総合評価		今後の方向性
1	障害者相談支援事業	実利用者数	人	777	723	—	43,086	40,352	48,030	A	イ b	◎
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
計	1						43,086	40,352	48,030			

3. 施策の評価

評価の視点	説明・コメント等
①本施策の意図すること(目的)は、上位施策(施策中)の達成にどのように貢献しますか。 (施策所管課等としての考えをお示ください。)	各分野の相談窓口・機関と連携し、総合的な相談支援を行うことで貢献。
②本施策で設定した指標から何が読み取れますか。 (2[2]の表の数値の推移から分析できることをお示ください。)	実利用者数は、平成30年度に増加したが、令和元年度は新型コロナウイルス感染予防の影響で減少している。相談利用については一定の需要があると考え。
③本施策において市民、団体等との役割分担や市の関与は適切ですか。 (施策所管課等としての考え(理想と現実)をお示ください。)	相談支援事業は障害者総合支援法に基づく市町村事業である。また、泉南市自立支援協議会において、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。しかし、協議会の機能がまだ十分には生かされていない。
④施策を構成する事務事業は適正ですか。 (2[3]を踏まえ、施策目標に対し事務事業にずれはないか、数は適正かについて考えをお示ください。)	障害者の相談支援体制の充実を図る上で実施状況は適正と考える。基幹相談支援センターの設置など、体制の整備を図っていく必要がある。
⑤施策を構成する事務事業の中で重点化及び縮小化についてどのように考えますか。 (2[3]において、◎、○、▲とした理由をお示ください。)	障害者相談事業は障害者総合支援法に基づく市町村事業であり、地域における障害者等への支援方策として重点化する必要がある。

4. 一次評価(所管課評価)

	評価(A~D)	課題等	A: 施策達成に向けた取組や展開などが大変評価できる B: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われている C: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われているものの、改善の余地がある D: 施策達成に向けた取組や展開などが不十分であり、改善の余地が大いにある
一次評価	C	相談支援の専門性が求められてきている。また、地域生活支援の拠点等の整備、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築等の体制整備が必要である。	

5. 改革、改善案

即時的対応 (すぐに取り組む改善案)	基幹相談支援センターの設置について、最適なかたち、及び取組む方法について検討する。
短期的対応 (1、2年のうちに取り組む改善案)	基幹相談支援センターの設置など、体制の整備を図っていく。
中長期的対応 (3~5年をめどに取り組む改善案)	地域生活支援の拠点等の整備及び精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築等の体制整備を行う。

6. 二次評価(行革・財産活用室評価)

	評価(A~D)	課題等	A: 施策達成に向けた取組や展開などが大変評価できる B: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われている C: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われているものの、改善の余地がある D: 施策達成に向けた取組や展開などが不十分であり、改善の余地が大いにある
二次評価	C	相談支援事業の開所を通じた支援体制充実への取組が適切に行われている。 体制整備にあたっては、求められる専門性等のサービスの需要予測を踏まえた計画的な取組を実施されたい。	